

解雇の金銭解決制度の法制化に関する意見書（案）

厚生労働省は、本年5月22日の「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」において、裁判によって解雇が無効と判断された場合でも、金銭を支払えば雇用契約を終了できる、解雇の金銭解決制度を盛り込んだ報告書案を提出した。

厚生労働省は、本検討会において、制度の必要性についてコンセンサスが必ずしも得られたわけではないと認めながらも、選択肢の多様化の観点からは、一定程度認められ得るとしている。

しかし、この制度は、一定の金銭を支払えば、違法であっても自由に解雇できるというものであり、現実になればリストラ的手段として濫用される危険性がある。

解雇は、労働者にとって人生を左右するものであるため、金銭で自由に解雇ができるような制度は断じて認めるわけにはいかない。

これは、「働き方改革」に矛盾し、日本労働組合総連合会や全国労働組合総連合などの労働組合、弁護士等からも、解雇の金銭解決制度は不要であるとの反対の声が上がっている。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、解雇の金銭解決制度を法制化しないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} 宛て